特許調停仲裁センター（PMAC）、調停規則案を公表

2025 年 5 月 30 日

JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

2025 年 5 月 21 日、統一特許裁判所（UPC）の特許調停・仲裁センター（the Patent Mediation and Arbitration Centre, PMAC）は、調停（Mediation）規則案を公表し、同時にパブリックコンサルテーションを開始した。この規則案は、欧州特許庁（EPO）が実施したベンチマーク調査（本調査及び 3 つの補充的調査）の成果を反映したものである。

PMAC は、統一特許裁判所協定（UPCA）の第 35 条に設置が規定されており、UPC の訴訟手続と並行して、調停や仲裁といった、裁判外で特許紛争を解決する手続き（Alternative Dispute Resolution, ADR）を担う。また、同条第 3 項において、PMAC は、調停及び仲裁規則を制定することが決められている。近年、FRAND 条件を巡る国際的な紛争において、信頼性と実効性を備えた調停制度の整備が求められており、本規則案はその第一歩と位置づけられる。パブリックコンサルテーションは 2025 年 7 月 21 日まで行われる予定であり、関係者は規則案をレビューし、フィードバックを提供することが奨励されている。

なお、仲裁（Arbitration）規則案については、近日中に公表予定とされている。

1. 規則案の構成と概要

PMAC 調停規則案は、全 7 章・31 条から構成されており、調停の定義から手続、費用、FRAND 紛争への対応までを包括的に規定している。

- 第 1 章（一般規定）：用語の定義と適用範囲を明確化。UPC が管轄する欧州特許、単一効特許、補充的保護証明書（SPC）に関する紛争を対象とする。

- 第 2 章（UPC による ADR への付託）：裁判所からの調停勧告や調停に関する説明会の手続を定める。

- 第 3 章（当事者による ADR への自己付託）：調停申立ての要件、登録料、相手方の応答手続を定める。

- 第 4 章（調停）：調停人の任命、手続の場所、手続の言語、手続の進行、機密保持など、実務的な運用ルールを詳細に定める。

- 第 5 章（FRAND 紛争）：SEP の必須性評価、ライセンス条件の特定、ロイヤルティ計算、機密保持強化、並行訴訟との関係など、専門的な論点に対応する。

- 第 6 章（費用）：登録料、調停人報酬、センターの管理費などの費用構造を明示。

- 第 7 章（最終規定）：適用開始日、責任制限、執行、準拠規則などを定める。

2．ベンチマーク調査の概要

本調査の対象となった ADR（裁判外紛争解決）機関は、アジア、欧州、米国を中心に広範囲に及び、以下の通りである：

アジア地域：HKIAC（香港国際仲裁センター）、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）、JIPAC（日本知的財産仲裁センター）、SIMC（シンガポール国際調停センター）

欧州地域：WIPO（世界知的所有権機関）、EUIPO（欧州連合知的財産庁）、ICC（国際商業会議所）、SAC（スイス仲裁センター）、LCIA（ロンドン国際仲裁裁判所）、DIS（ドイツ仲裁協会）

米国地域：JAMS（米国調停・仲裁サービス）、AAA（米国仲裁協会）

補足機関：IPDR（知的財産紛争解決フォーラム）、JPO（日本特許庁）、CEPEJ（欧州司法効率委員会）、IMI（国際調停機関）、CEDR（効果的紛争解決センター）、SCC（ストックホルム商工会議所仲裁機関）

これらの機関を対象として、管轄、法的及び手続的枠組み、仲裁人及び調停人、手続きの進行、SEP/FRAND 紛争、手続及び和解・裁定の効果、費用を比較したものとなっている。

特に FRAND 紛争に関しては、WIPO のガイドラインや IPDR ガイドラインに加え、必須性評価については JPO の判定制度や JIPAC の必須判定手続規則について触れられている。

なお、補足調査は、本調査の仲裁人及び調停人に関して、行動規範（Code of Conduct）や苦情処理（complaint procedures）制度に焦点を当てて調査したもの、中立者（調停人・仲裁人）の選定基準、資格、研修、認証制度、リスト登録手続などについて比較したもの、利益相反（Conflict of Interest）に焦点を当てて調査したものとなっている。

パブリックコンサルテーション後、2026 年初頭の PMAC の完全始動を目指しているとされており、PMAC が国際的な ADR 機関としての優位性を示せるかどうか、今後も注視が必要である。

＜参考：統一特許裁判所協定＞

第 35 条

特許の調停及び仲裁センター

(1) 本協定により，特許の調停及び仲裁センター（「本センター」）を設立する。本センターは，リュブリャナ及びリスボンに所在する。

(2) 本センターは，本協定の適用範囲内の特許紛争の調停及び仲裁のために施設を提供する。本センターの施設の利用を通じて達したいかなる和解にも，第 82 条が準用される。ただし，調停又は仲裁手続において，特許は，完全にもしくは部分的に無効とされない。

(3) 本センターは，調停及び仲裁の規則を定める。

(4) 本センターは，紛争の解決を行っている当事者を補佐するために調停者及び仲裁者の名簿を作成する。

（JETRO ウェブサイトより）

－UPC のニュースリリース等は、以下参照 －

（UPC のニュースリリース）

https://www.unified-patent-court.org/en/news/patent-mediation-and-arbitration-centre-unified-patent-court-launches-public-consultation-its

（調停規則案）

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_documents/PMAC%20Mediation%20Rules.pdf

（パブリックコメントへの招待レター）

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_tenders/Letter%20of%20invitation%20to%20participate%20in%20the%20public%20consultation%20process.pdf

（本調査「Benchmarking of mediation and arbitration rules of institutions comparable to the UPC's PMAC」）

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_tenders/Benchmarking%20of%20mediation%20and%20arbitration%20rules%20of%20institutions%20comparable%20to%20the%20UPC%E2%80%99s%20PMAC.pdf

（補足調査１「Benchmarking of Codes of Conduct and complaint procedures」）

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_tenders/Benchmarking%20of%20Codes%20of%20Conduct%20and%20complaint%20procedures_0.pdf

（補足調査２「Benchmarking of criteria for neutrals」）

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_tenders/Benchmarking%20of%20criteria%20for%20neutrals_0.pdf

（補足調査３「Benchmarking of the code-of-conduct provisions on conflict of interest and related principles」）

https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_documents/Benchmarking%20of%20the%20code-of-conduct%20provisions%20on%20conflict%20of%20interest%20and%20related%20principles.pdf

（以上）